

徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例(昭和37年徳島県条例第30号)第5条に基づき、徳島県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、政策監、副知事、出納長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)を補佐し、本部長に事故があるときは、政策監、副知事、出納長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第3条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、危機管理局長、徳島県行政組織規則(昭和42年徳島県規則第15号)第12条に基づく部長の職にある者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

4 本部会議には、必要に応じて第10条に定める各班の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。

5 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災機関の職員の出席を求めることができる。

(部)

第5条 本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部 名	部 長
危機管理部	危機管理局長
企画総務部	企画総務部長
県民環境部	県民環境部長
保健福祉部	保健福祉部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長

部 名	部 長
企 業 部	企 業 局 長
病 院 部	病 院 局 長
教 育 部	教 育 局 長
警 察 部	警 察 本 部 長

(本部事務局)

第6条 本部の事務を処理するために、本部に事務局を置く。

- 2 事務局には、総務係、情報収集係、広報係及び無線係を置き、防災に関する諸情報の一元化を図り、防災事業の総合調整を行う。
- 3 事務局に局長、理事、副理事、次長、参事、総務課長、総務課長代理及び局員を置く。
- 4 局長は危機管理局长を、理事、副理事、次長及び参事は危機管理局の理事、副理事、次長及び参事を、総務課長は企画課長を、総務課長代理は南海地震対策課長及び消防保安課長を、局員は危機管理局の職員をもって充てる。ただし、局長が認めるときは、前条に規定する各部の職員のうちから局員を指名し、増員する。

(本部室)

第7条 災害対策を円滑に実施するため本部に本部室を置く。

(応急対策班)

第8条 第10条に定める班のうち、次表に掲げる班は応急対策班を組織し、本部設置と同時に本部室従事者は本部室に服務するものとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、第10条に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 部	班 名
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 政 策 班
県 土 整 備 部	県 土 防 災 企 画 班
	道 路 班 (道 路 保 全 課)
	河 川 班
	砂 防 班
	港 湾 空 港 整 備 班 (港 湾 課)

- 2 応急対策班の班長は原則として第10条に定める班の班長をもって充てる。
- 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。
- 4 本部室従事者は、本部と所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第9条 本部室に次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

所 属 名	本部連絡責任者	所 属 名	本部連絡責任者
企 画 総 務 部	総 務 課 課 長 補 佐	県 土 整 備 部	県土整備政策課課長補佐
県 民 環 境 部	県民環境政策課課長補佐	企 業 局	総 務 課 課 長 補 佐
保 健 福 祉 部	保健福祉政策課課長補佐	病 院 局	総 務 課 課 長 補 佐
商 工 労 働 部	商工政策課課長補佐	教 育 委 員 会	教育総務課課長補佐
農 林 水 産 部	農林水産政策課課長補佐	警 察 本 部	警 備 課 課 長 補 佐

- 2 本部連絡責任者は、本部と所属との連絡調整及び所属に関する被害状況の収集並びに本部への報告等の任務に当たるものとする。

(班)

第10条 第5条に規定する部に班を置く。

- 2 班の名称、班長及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(実施班)

第11条 前条に規定する班に属する現地機関として実施班を置く。

- 2 実施班の名称、実施班長及び分掌事務は別表第2のとおりとする。

(支部)

第12条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めたときは支部を置く。

- 2 支部の名称、設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
徳 島 支 部	徳 島 土 木 事 務 所 内	徳島市（鳴門市）小松島市 勝浦町 上勝町 （石井町）佐那河内村 神山町（松茂町） 北島町 藍住町（板野町）（上板町）
鳴 門 支 部	鳴 門 土 木 事 務 所 内	鳴門市 松茂町 板野町

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局 日 和 佐 庁 舎 内	阿南市 那賀川町 羽ノ浦町 那賀町 由岐町 日和佐町 牟岐町 海南町 海部町 穴喰町
川 島 支 部	川 島 土 木 事 務 所 内	吉野川市 阿波市 石井町 上板町
脇 町 支 部	脇 町 土 木 事 務 所 内	美馬市 つるぎ町
池 田 支 部	池 田 土 木 事 務 所 内	三野町 三好町 池田町 山城町 井川町 三加茂町 東祖谷山村 西祖谷山村

備考 「所管区域」の欄の()は他の事務所が所管している市町村を示す。

(支部長、副支部長)

第13条 支部に支部長を置き、南部総合県民局長及び各土木事務所長の職にある者をもって充てる。

- 2 支部長は、支部における防災に関する情報の管理並びに災害応急対策を実施する。
- 3 副支部長を南部支部に置き、支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。
- 4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(支部の構成)

第14条 支部は、第11条に規定する実施班をもって構成する。ただし、支部長が認めるときは、その他の実施班を指名し、加えることができる。

(支部会議)

第15条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、支部に支部会議を置く。

- 2 支部会議は、支部長、副支部長(南部支部に限る。)及び実施班長をもって構成する。
- 3 支部会議は、支部長が主宰する。
- 4 支部長は、必要がある場合は、支部会議に係る防災機関の職員の出席を求めることができる。
- 5 支部長は、支部会議において決定した事項については、特に重要又は異例に属する事項については、本部長に報告し、又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

第16条 支部の事務を処理するために、支部に事務局を置く。

- 2 事務局は、防災に関する諸情報の一元化を図り、防災業務の総合調整を行う。
- 3 事務局に局長及び局員を置く。
- 4 局長は南部支部にあっては企画振興部防災担当次長を、その他の支部では土木事務所次長(事務吏員である次長をいう。)を、局員は南部支部にあっては企画振興部の職員を、その他の支部では土木事務所の職員のうちから支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし、局長が認めるときは、第14条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し、増員

する。

(現地災害対策本部)

第 17 条 本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。

2 現对本部及びその所管区域は、災害が発生した地域の実情に応じて、その都度本部長が決定する。

(現地災害対策本部の構成)

第 18 条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。

2 現对本部長及び現对本部員は、本部長がその都度指名する。

3 現对本部長は、現地災害応急対策を実施するとともに、本部長の命を受けたときは、本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

(現地災害対策本部会議)

第 19 条 災害応急対策の検討、総合調整及び連絡調整を行うため、現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。

2 現对本部会議は、現对本部長及び現对本部員をもって構成する。

3 現对本部会議は、現对本部長が主宰する。

4 第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定は、現对本部について準用する。

(地方連絡部)

第 20 条 本部長は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは、地方連絡部を置く。

2 地方連絡部の名称、位置、地方連絡部長及び分掌事務は別表第 3 のとおりとする。

(本部等の活動)

第 21 条 非常体制における本部、支部及び現对本部の活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 部長は、災害の現況等を部下に周知させるとともに、本部として必要とする要員を配置につかせる。

(2) 班長は、所属員を掌握し、それぞれの分掌事務を実施させるとともに、支部に対して必要な指示を行う。

(3) 支部長及び実施班長並びに現对本部長は、所属員を掌握するとともに、それぞれの分掌事務を実施させる。

(4) 部、班、支部及び現对本部は、部、班、支部及び現对本部相互間並びに関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(5) 支部長は、必要があると認めるときは、所属員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備体制等)

第 22 条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、別表第 4 の配備体制・動員体制によるものとする。

2 危機管理局長は、別表第 4 の第 1 非常体制及び第 2 非常体制の配備体制において、災害に関

する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。

3 連絡本部及び警戒本部の設置については、次のとおりとする。

(1) 連絡本部は、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き、連絡本部長には企画課長を、本部員には危機管理局の職員をもって充てる。

(2) 警戒本部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒本部長には危機管理局長を、本部員には危機管理局の職員並びに関係課の課員をもって充てる。

(3) 前各号の連絡本部長及び警戒本部長は、状況に応じて企画課長及び危機管理局長がそれぞれ代理者を指名することができる。

4 南部総合県民局長及び土木事務所長は、別表第4の第2次非常体制の配備体制において、災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため、必要があると認めるときは、警戒支部を設置するものとする。

5 警戒支部の設置については、次のとおりとする。

(1) 警戒支部は、特に警戒を要する場合に置き、警戒支部長には南部総合県民局長及び土木事務所長を、警戒支部員には第11条に規定する各実施班の職員をもって充てる。

(2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。

(3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

第23条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第1及び別表第2の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第5の様式により整備するものとする。

2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(職員の待機)

第24条 本部、支部及び現对本部に勤務する職員は、時間外においても、テレビ、ラジオ等の災害報道の聴取に努めるとともに緊急参集の命令に直ちに対応できるよう待機しなければならない。

(補則)

第25条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和53年8月5日から施行する。

2 徳島県災害対策本部運営規程(昭和50年設置)は廃止する。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年11月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。